

播磨町内に

もっ誰も住んでいない 家を所有している人へ

親が住んでいた家 … どうしよう 塩 方 なので 管理が難しよう

相続して、 譲渡をしたいけど …どうしよう

周辺に不安や迷惑をかけていませんか

- ◆草木が茂って隣地や道路に はみ出している
- ◆シロアリ、ネズミ、蚊などが 発生している
- ◆放火による火災が心配

播磨町空家等 バンク制度	空き家・空き地の 管理	空き家の譲渡所得の 3,000万円特別控除	空き家の 総合相談窓口
町内にある空き家などの物件情報を公開し、空き家などの 活用を促進するための制度です。	「空き家管理業務」 として、敷地内の除 草、屋外の清掃など をご相談ください。	家屋を相続した相続人がその家屋または、取り壊し後の土地を譲渡した場合、譲渡所得から 3,000万円が特別控除されます。	空き家問題の解決のため、売買賃貸をはじめ、遺産分割協議、建物解体などに至るまで様々なご相談に対応します。
都市計画グループ ☎079(435)2366	(公財)加古郡広域シ ルバー人材センター 播磨町支部 ☎079(437)7386	国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/taxes/ shiraberu/taxanswer/joto/ 3306.html 加古川税務署 ☎079(421)2951	ひょうご空き家対策 フォーラム ☎078 (325) 1021

「播磨町空家等の適正管理に関する条例」を制定しました

町民などの生命、身体および財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的として、空き家などの適正な管理に関して必要な事項を定めました。(平成31年4月1日施行)

問合せ 都市計画グループ☎079(435)2366



